

## 市民団体による帯広の森づくり活動の促進及び支援に関する要綱実施基準

(趣旨)

- 1 この基準は、市民団体による帯広の森づくり活動の促進及び支援に関する要綱(以下「要綱」という。)の施行に係る事務処理等に必要な事項を定める。

(森づくり活動の具体例)

- 2 要綱第2条に規定する森づくり活動の具体例は、おおむね次に掲げるとおりとする。

区分	具体例
要綱第2条第1号に規定する活動	苗木の育成、苗木の植え付け、樹木の枝払い、樹木の間伐・除伐、枯損木・倒木の処理、草刈り、除草、落葉かき、つる切り、その他これに類するもの
要綱第2条第2号に規定する活動	腐葉土・堆肥づくり、木炭づくり、ほだ木づくり、クラフトづくり、ウッドチップ等の敷き均し、散策路づくり、巣箱かけ、木製で簡易な看板・標識等(おおむね面積1m <sup>2</sup> 未満で高さ1.5m未満のもの)又はベンチ・テーブル・遊具等(おおむね面積1.5m <sup>2</sup> 未満で高さ1m未満のもの)の製作・設置・管理、その他これに類するもの
要綱第2条第3号に規定する活動	清掃美化、動植物や環境等の調査、広報等を通じた市民への普及啓発、その他要綱第1条に掲げる目的を達成するための活動

(様式)

- 3 要綱の施行のために必要な書面の様式は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 要綱第4条第2項に規定する書面 森づくり活動承認申請書(様式第1号)
- (2) 要綱第4条第3項に規定する書面
  - (ア) 承認を決定したときの書面 森づくり活動承認通知書(様式第2号)
  - (イ) 不承認を決定したときの書面 森づくり活動不承認通知書(様式第3号)

(活動計画書)

- 4 要綱第4条第2項第1号に規定する森づくり活動計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 森づくり活動を実施する時期及び場所

(2) 森づくり活動の内容及び実施方法

(3) 参加予定者の人数

(4) その他市長が指示する事項

(活動報告書)

5 要綱第 6 条に規定する森づくり活動報告書には、次に掲げる事項を記載し、活動状況等を記録した写真等を添付するものとする。

(1) 森づくり活動を実施した時期及び場所

(2) 森づくり活動の内容及び結果

(3) 参加者の人数

(4) その他市長が指示する事項

様式第 3 号